

教育職員の旅費に関する条例施行規則及び西宮市立の学校の管理運営に関する
規則の一部を改正する規則制定の件

教育職員の旅費に関する条例施行規則及び西宮市立の学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を制定するにあたり、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定により令和4年3月31日に教育長の臨時代理により決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和4年4月13日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司 郎

西宮市教育委員会規則第 号

教育職員の旅費に関する条例施行規則及び西宮市立の学校の管理運営に関する
規則の一部を改正する規則

(教育職員の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 教育職員の旅費に関する条例施行規則(昭和39年西宮市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中「条例の施行規則」を「条例施行規則」に改める。

第4条第2項中「その近接地で」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項中「条例第3条」を「職員等の旅費に関する条例(昭和34年西宮市条例第14号)第6条及び条例第3条」に、「第3項」を「第1項」に改め、「規定する」の次に「職員が赴任した場合に支給する」を加え、「選考により職員を採用する場合において、その」を「前項の」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第3条第1項に規定する規則で定める者は、人事交流等により本市の職員に採用した者とする。

第5条第1項中「(昭和34年西宮市条例第14号)」を削り、「第3条」を「第4条」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

第8条第1項中「随伴」を「移転」に、「第6条第1項第2号の規定に該当」を「赴任の際は扶養親族を移転しないが、採用の日から1年以内に移転」に改め、同条を第7

条とする。

第9条第1項中「第8項」を「第5項」に改め、同条第4項中「、条例第3条第2項の規定にかかわらず」を削り、「できる。」の次に「ただし、宿泊料の額は14,000円を上限とする。」を加え、同条を第8条とする。

第10条を第9条とし、第11条第3項中「第9条」を「第8条」に改め、同条を第10条とする。

別表第1を次のように改める。

兵庫県	尼崎市、伊丹市、川西市、宝塚市、猪名川町、三田市、芦屋市、神戸市及び明石市
大阪府	大阪市、守口市、摂津市、吹田市、高槻市、茨木市、豊中市、池田市、箕面市、堺市、東大阪市（旧布施市に相当する地域に限る。）、八尾市、門真市、寝屋川市及び枚方市

別表第2を次のように改める。

別表第2

赴任旅費請求書

請求額	円	所属		職名		氏名		
旧勤務庁								
移転前の住所又は居所								
移転後の住所又は居所								
職員の赴任による旅行の旅費								
経路	鉄道賃	急行料	車賃	日当	宿泊料	船賃	食卓料	
	料	料	料	日	夜	料	夜	
	円	円	円			円	円	
	料	料	料			円	円	
	円	円	円			円	円	
	料	料	料			円	円	
合計	円	円	円	円	円	円	円	
移転料及び着後手当								
路程(規則5条 項による)		扶養親族の移転		移転料	着後手当			
→ (料)				円	日当	円の	日分	
					宿泊料	円の	夜分	
							円	
扶養親族移転料								
一人当りの基礎額	経路	鉄道賃⑦	急行料①	車賃②	日当③	宿泊料④	船賃⑤	食卓料⑥
		料	料	料	日	夜	料	夜
		円	円	円			円	円
		料	料	料			円	円
		円	円	円			円	円
		料	料	料			円	円
合計	円	円	円	円	円	円	円	
人分の合計	12歳以上	人	$(⑦+①+②+③) + (④+⑤+⑥+着後手当) \times 2/3$				円	
	6歳以上12歳未満	人	$(⑦+①+②+③+④+⑤+⑥+着後手当) \times 1/2$				円	
	6歳未満	人	$(④+⑤+⑥+着後手当) \times 1/3$				円	
	合計	人					円	

備考 この内訳書において「規則」とあるのは、「教育職員の旅費に関する条例施行規則」を示す。

別表第3を次のように改める。

別表第 3

旅費の種類	添付すべき書類
移転料	職員の移転、扶養親族であること及びその移転を証明する書類のほか、職員等の旅費に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 44 号）第 20 条第 3 項の規定に該当する場合にはその期間延長の許可書
着後手当	第 6 条に規定する場合に該当しないことを証明するに足る書類
扶養親族移転料	扶養親族であること並びにその年令及び移転を証明する書類

別表第 4 を次のように改める。

別表第4

校外行事実施に伴う旅費請求内訳書

西宮市教育委員会殿

西宮市立 学校長

教育職員の旅費に関する条例施行規則第8条の規定による旅費請求額の内訳は、
下記のとおりです。

記

鉄道賃、 船賃及び 車賃	経路	交通期間	路程	第3項該当の場合			請求額
				総額	人員	金額	
	—		料	円	人員	円	円
	—						
	—						
	—						
	—						
	—						
	計						
宿泊料	宿泊地及び旅館名			総額	人員	請求額	
				円	人	円	
日当	定額	円	日分			円	
合				計		円	

(西宮市立の学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 西宮市立の学校の管理運営に関する規則（平成19年西宮市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第42条第10項第1号ア中「市内又は近接地」を「日当不支給地域」に、同項第2号ア中「市内又は近接地」を「日当不支給地域」に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新旧対照表（教育職員の旅費に関する条例施行規則）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育職員の旅費に関する条例（昭和39年西宮市条例第17号。以下「条例」という。）の規定に基づき、その施行に関して必要な事項を定める。</p> <p>(市規則の準用)</p> <p>第2条 条例第2条に規定する職員の旅費の支給に関しては、この規則に定めるものを除くほか、職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和34年西宮市規則第15号。以下「市規則」という。）の規定を準用する。</p> <p>(赴任の旅行命令)</p> <p>第3条 赴任の旅行命令は、採用の発令を行なった時に発せられたものとみなす。</p> <p>(赴任旅費の支給要件)</p> <p>第4条 条例第3条第1項に規定する規則で定める者は、人事交流等により本市の職員に採用した者とする。</p> <p>2 職員等の旅費に関する条例（昭和34年西宮市条例第14号）第6条及び条例第3条第1項に規定する職員が赴任した場合に支給する旅費（以下「赴任旅費」という。）は、前項の者に対し赴任旅費を支給しなければその採用が困難であると教育委員会（以下「委員会」という。）が認めるときに支給する。</p> <p>3 前項の場合において、採用前の住所若しくは旧勤務庁（職員に採用する日の前日におけるその者の勤務庁（私立学校を含む。）をいう。以下同じ。）が本市内若しくは別表第1に定める地域内であるとき（委員会が通勤に要する時間その他の事情費の支給を適当と認めるときを除く。）又は現実に住所若しくは居所を移転しないとき（住宅事情等によるやむを得ない事情があるときを認める。）又は現実に住所若しくは居所を移転しないとき（住宅事情等によるやむを得ない事情があるときとする。）は、支給しない。</p> <p>(派遣職員に対する旅費の支給)</p> <p>第4条の2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和62年西宮市条例第20号）第7条に規定する旅費は、委員会が必要と認めるときは、前条に規定する赴任旅費の支給要件に準じて支給する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育職員の旅費に関する条例（昭和39年西宮市条例第17号。以下「条例」という。）の規定に基づき、その施行に関して必要な事項を定める。</p> <p>(市規則の準用)</p> <p>第2条 条例第2条に規定する職員の旅費の支給に関しては、この規則に定めるものを除くほか、職員等の旅費に関する条例の施行規則（昭和34年西宮市規則第15号。以下「市規則」という。）の規定を準用する。</p> <p>(赴任の旅行命令)</p> <p>第3条 赴任の旅行命令は、採用の発令を行なった時に発せられたものとみなす。</p> <p>(赴任旅費の支給要件)</p> <p>第4条 (新設)</p> <p>条例第3条第3項に規定する旅費（以下「赴任旅費」という。）は、選考により職員を採用する場合において、その者に対し赴任旅費を支給しなければその採用が困難であると教育委員会（以下「委員会」という。）が認めるときに支給する。</p> <p>2 前項の場合において、採用前の住所若しくは居所若しくは旧勤務庁（職員に採用する日の前日におけるその者の勤務庁（私立学校を含む。）をいう。以下同じ。）が本市内若しくはその近接地別表第1に定める地域内であるとき（委員会が通勤に要する時間その他の事情により赴任旅費の支給を適当と認めるときを除く。）又は現実に住所若しくは居所を移転しないとき（住宅事情等によるやむを得ない事情があるときを認める。）又は現実に住所若しくは居所を移転しないとき（住宅事情等によるやむを得ない事情があるときとする。）は、支給しない。</p> <p>(派遣職員に対する旅費の支給)</p> <p>第4条の2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和62年西宮市条例第20号）第7条に規定する旅費は、委員会が必要と認めるときは、前条に規定する赴任旅費の支給要件に準じて支給する。</p>

(赴任旅費の路程の計算)

第5条 赴任旅費の路程の計算は、職員等の旅費に関する条例第7条及び市規則第4条の規定によるほか、赴任する職員の旧勤務庁から本市の勤務庁までの路程（以下「赴任の路程」という。）によるものとする。ただし、旧勤務庁のない者にあつては、住所又は居所をもつて旧勤務庁とみなす。

2 移転料及び扶養親族移転料を計算する場合において、その者の赴任に伴う現実の移転の路程が赴任の路程に満たないときは、前項の規定にかかわらず、その現実の移転の路程によるものとする。

(削除)

(赴任旅費の路程の計算)

第5条 赴任旅費の路程の計算は、職員等の旅費に関する条例第7条及び市規則第3条第4号の規定によるほか、赴任する職員の旧勤務庁から本市の勤務庁までの路程（以下「赴任の路程」という。）によるものとする。ただし、旧勤務庁のない者にあつては、住所又は居所をもつて旧勤務庁とみなす。

2 移転料及び扶養親族移転料を計算する場合において、その者の赴任に伴う現実の移転の路程が赴任の路程に満たないときは、前項の規定にかかわらず、その現実の移転の路程によるものとする。

(移転料の減額)

第6条 次の各号に該当する場合における移転料の額は、条例別表第2に規定する額の2分の1に相当する額とする。

(1) 赴任の際扶養親族を移転しない場合（扶養親族のない場合を含む。）

(2) 赴任の際扶養親族を移転しないが、採用の日から1年以上以内に移転する場合

2 前項第2号の場合において、扶養親族を移転した際に、採用の日から1年以上以内に移転した場合に、前項第2号の規定による減額を適用する。ただし、同項の規定にかかわらず、前項第2号の規定による減額を適用しない場合は、同項の規定にかかわらず、前項第2号の規定による減額を適用する。

3 委員会は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第2号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当の減額)

第7条 新居住地に到着後直ちに職員住宅等を利用できる場合又は自宅等の住居に入る場合における着後手当の額は、その者の日当の2日分に相当する額とする。

(扶養親族移転料)

第8条 扶養親族移転料の額は、赴任の際扶養親族を移転する場合又は第6条第1項第2号の規定に該当する場合において、採用の日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年令に従い、次の各号に規定する額の合計額とする。

- (1) 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の合計額の3分の2に相当する額
- (2) 6歳以上12歳未満の者については、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(着後手当の減額)

第6条 新居住地に到着後直ちに職員住宅等を利用できる場合又は自宅等の住居に入る場合における着後手当の額は、その者の日当の2日分に相当する額とする。

(扶養親族移転料)

第7条 扶養親族移転料の額は、赴任の際扶養親族を移転する場合又は赴任の際扶養親族を移転しないが、採用の日から1年以上以内に移転する場合において、採用の日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年令に従い、次の各号に規定する額の合計額とする。

- (1) 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の合計額の3分の2に相当する額
- (2) 6歳以上12歳未満の者については、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の合計額の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴する場合においては、2人をこえる者ごとに、その移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する額を加算する。

2 前項各号の額を計算する場合において、当該各号の額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 職員の採用の日において胎児であつた子をその赴任の後移転する場合には、扶養親族移転料の額の計算については、その子を採用の日における扶養親族とみなして、第1項の規定を適用する。

(旅費の調整)

第8条 条例第3条第5項に規定する修学旅行、林間学習、臨海学習その他学校以外の場所で行なう教育活動（以下「校外行事」という。）のため職員が旅行した場合に、当該職員に支給すべき旅費は、次項から第6項までに定めるところによる。

2 鉄道賃及び船賃の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 運賃の等級を2階級以上に区分する線路又は船舶による旅行の場合には、最下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない線路又は船舶による旅行の場合には、その乗車又は乗船に要する運賃

(3) 普通急行列車又は準急行列車に乗車した場合には、前2号に規定する運賃のほか、運賃と同一等級の急行料金又は準急行料金（第2号に該当するときは、その乗車に要する急行料金又は準急行料金）

(4) 第1号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2階級以上に区分する船舶により旅行するときは、同号の運賃は、同一階級内の最下級の運賃による。

3 校外行事を実施する場合において、鉄道、バス、船舶その他の交通機関の借上げ又は団体旅行による運賃の割引（以下「借上げ等」という。）があつたときは、前項の規定にかかわらず、当該借上げ等により実際に支払った額を職員の数及び児童（幼児を含む。以下同じ。）又は生徒の数を合計した数で除して得た額（その支払った額が、職員と児童又は生徒とにおいて基準が異なるときは、職員に係る支払額を当該職員の数で除して得た額とし、円未満の

(3) 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の合計額の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴する場合においては、2人をこえる者ごとに、その移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する額を加算する。

2 前項各号の額を計算する場合において、当該各号の額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 職員の採用の日において胎児であつた子をその赴任の後移転する場合には、扶養親族移転料の額の計算については、その子を採用の日における扶養親族とみなして、第1項の規定を適用する。

(旅費の調整)

第9条 条例第3条第8項に規定する修学旅行、林間学習、臨海学習その他学校以外の場所で行なう教育活動（以下「校外行事」という。）のため職員が旅行した場合に、当該職員に支給すべき旅費は、次項から第6項までに定めるところによる。

2 鉄道賃及び船賃の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 運賃の等級を2階級以上に区分する線路又は船舶による旅行の場合には、最下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない線路又は船舶による旅行の場合には、その乗車又は乗船に要する運賃

(3) 普通急行列車又は準急行列車に乗車した場合には、前2号に規定する運賃のほか、運賃と同一等級の急行料金又は準急行料金（第2号に該当するときは、その乗車に要する急行料金又は準急行料金）

(4) 第1号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2階級以上に区分する船舶により旅行するときは、同号の運賃は、同一階級内の最下級の運賃による。

3 校外行事を実施する場合において、鉄道、バス、船舶その他の交通機関の借上げ又は団体旅行による運賃の割引（以下「借上げ等」という。）があつたときは、前項の規定にかかわらず、当該借上げ等により実際に支払った額を職員の数及び児童（幼児を含む。以下同じ。）又は生徒の数を合計した数で除して得た額（その支払った額が、職員と児童又は生徒とにおいて基準が異なるときは、職員に係る支払額を当該職員の数で除して得た額とし、円未満の

端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)をその者に支給すべき鉄道賃、車賃又は船賃とする。

4 宿泊料の額は、校外行事実施のため宿泊した場合に実際に支払った額を職員の数及び児童又は生徒の数を合計した数で除して得た額が、職員と児童又は生徒とにおいて基準が異なるときは、職員に係る支払額を当該職員の数で除して得た額とし、円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、宿泊料の額は14,000円を上限とする。

5 前2項の規定における職員の数は、当該校外行事に市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する者等が参加している場合にあつては、これらの者の数を加算するものとする。

6 校外行事を実施するため、事前に調査又は視察のために旅行を命じられた職員の当該旅行に対して支給すべき旅費については、第2項から前項までの規定による調整は行なわれない。

(職員以外の者の旅費)

第9条 条例第4条の規定による旅費は、職員に対して支給する額に相当する額とする。

(旅費請求書に添付すべき書類)

第10条 赴任旅費を請求する者は、別表第2に定める赴任旅費請求書を添付しなければならない。

2 前項の場合において、移転料、着後手当及び扶養親族移転料を請求する者は、別表第3に定める書類を添付するものとする。

3 第8条の規定による旅費を請求する者は、別表第4に定める校外行事実施に伴う旅費請求内訳書を添付しなければならない。ただし、宿泊のない場合は同条第3項の規定によるない場合は、これを省略することができる。

別表第1

兵庫県	尼崎市、伊丹市、川西市、宝塚市、 <u>猪名川町</u> 、三田市、芦屋市、神戸市及び明石市
大阪府	大阪市、守口市、摂津市、吹田市、高槻市、茨木市、豊中市、池田市、箕面

端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)をその者に支給すべき鉄道賃、車賃又は船賃とする。

4 宿泊料の額は、条例第3条第2項の規定にかかわらず、校外行事実施のため宿泊した場合に実際に支払った額を職員の数及び児童又は生徒の数を合計した数で除して得た額(その支払った額が、職員と児童又は生徒とにおいて基準が異なるときは、職員に係る支払額を当該職員の数で除して得た額とし、円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とすることができる。

5 前2項の規定における職員の数は、当該校外行事に市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する者等が参加している場合にあつては、これらの者の数を加算するものとする。

6 校外行事を実施するため、事前に調査又は視察のために旅行を命じられた職員の当該旅行に対して支給すべき旅費については、第2項から前項までの規定による調整は行なわれない。

(職員以外の者の旅費)

第10条 条例第4条の規定による旅費は、職員に対して支給する額に相当する額とする。

(旅費請求書に添付すべき書類)

第11条 赴任旅費を請求する者は、別表第2に定める赴任旅費請求書を添付しなければならない。

2 前項の場合において、移転料、着後手当及び扶養親族移転料を請求する者は、別表第3に定める書類を添付するものとする。

3 第9条の規定による旅費を請求する者は、別表第4に定める校外行事実施に伴う旅費請求内訳書を添付しなければならない。ただし、宿泊のない場合は同条第3項の規定によるない場合は、これを省略することができる。

別表第1

兵庫県	尼崎市、伊丹市、川西市、宝塚市、 <u>猪名川市</u> 、三田市、芦屋市、神戸市及び明石市
大阪府	大阪市、守口市、摂津市、吹田市、高槻市、茨木市、豊中市、池田市、箕面

面市、堺市、東大阪市 (旧布施市に相当する地域に限る。)、八尾市、門真市、
 市、寝屋川市及び枚方市

別表第2
 赴任旅費請求書

氏名	職名	氏名	職名	氏名	職名
旧勤務	庁	新勤務	庁	新勤務	庁
移転前の住所又は居所	又	移転後の住所又は居所	又	移転後の住所又は居所	又
職員の出発による旅費					
経路	鉄道	賃料	車賃	日当	宿泊料
	料	料	料	料	料
	料	料	料	料	料
	料	料	料	料	料
	料	料	料	料	料
	料	料	料	料	料
合計	円	円	円	円	円
移転料及び着後手当					
路程 (規則5条項による)			扶養親族の移転		
→ (料)			移転料		
			着後手当		
			円		
扶養親族の移転					
経路	鉄道賃	急行料	車賃	日当	宿泊料
	料	料	料	料	料
	料	料	料	料	料
	料	料	料	料	料
	料	料	料	料	料
	料	料	料	料	料
合計	円	円	円	円	円
12歳以上					
6歳以上12歳未満					
6歳未満					
合計					

市、堺市、東大阪市 (旧布施市に相当する地域に限る。)、八尾市、門真市、
 寝屋川市及び枚方市

別表第2
 赴任旅費請求書

氏名	職名	氏名	職名	氏名	職名
旧勤務	庁	新勤務	庁	新勤務	庁
移転前の住所又は居所	又	移転後の住所又は居所	又	移転後の住所又は居所	又
職員の出発による旅費					
経路	鉄道	賃料	車賃	日当	宿泊料
	料	料	料	料	料
	料	料	料	料	料
	料	料	料	料	料
	料	料	料	料	料
	料	料	料	料	料
合計	円	円	円	円	円
移転料及び着後手当					
路程 (規則5条項による)			扶養親族の移転		
→ (料)			移転料		
			着後手当		
			円		
扶養親族の移転					
経路	鉄道賃	急行料	車賃	日当	宿泊料
	料	料	料	料	料
	料	料	料	料	料
	料	料	料	料	料
	料	料	料	料	料
	料	料	料	料	料
合計	円	円	円	円	円
12歳以上					
6歳以上12歳未満					
6歳未満					
合計					

備考 この内訳書において「規則」とあるのは、「教育職員の旅費に関する条例施行規則」を示す。

【図内文字】

請求額 円 所属 職名 氏名 印 旧勤務庁 移転前の住所又は居所 移転後の住所又は居所 職員の赴任による旅費 経路 鉄道賃 急行料 車賃 日当 宿泊料 船賃 食卓料 料 日 夜 合計 移転料及び着後手当 路程 (規則5条 項による) 扶養親族の移転 移転料 着後手当 →
 (料) 日当 円の 日分 宿泊料 円の 夜分 扶養親族移転料 一人当りの基礎額 経路 鉄道賃ア 急行料イ 車賃ウ 日当エ 宿泊料オ 船賃カ 食卓料キ 合計 人分の合計 12歳以上 人 (ア+イ+ウ+カ) + (エ+オ+キ+着後手当) × 2/3 6歳以上 12歳未満 (ア+イ+ウ+カ+エ+オ+キ+着後手当) × 1/2 6歳未満 (エ+オ+キ+着後手当) × 1/3

合計

別表第3

旅費の種類	添付すべき書類
移転料	職員の移転、扶養親族であること及びその移転を証明する書類のほか、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)第20条第3項の規定に該当する場合にはその期間延長の許可書
着後手当	第6条に規定する場合に該当しないことを証明するに足る書類
扶養親族移転料	扶養親族であること並びにその年令及び移転を証明する書類

別表第4

備考 この内訳書において「規則」とあるのは、「教育職員の旅費に関する条例施行規則」を示す。

【図内文字】

請求額 円 所属 職名 氏名 印 旧勤務庁 移転前の住所又は居所 移転後の住所又は居所 職員の赴任による旅費 経路 鉄道賃 急行料 車賃 日当 宿泊料 船賃 食卓料 料 日 夜 合計 移転料及び着後手当 路程 (規則5条 項による) 扶養親族の移転 移転料 着後手当 →
 (料) 日当 円の 日分 宿泊料 円の 夜分 扶養親族移転料 一人当りの基礎額 経路 鉄道賃ア 急行料イ 車賃ウ 日当エ 宿泊料オ 船賃カ 食卓料キ 合計 人分の合計 12歳以上 人 (ア+イ+ウ+カ) × 人 (エ+オ+キ+着後手当) × 2/3 6歳以上 12歳未満 (ア+イ+ウ+カ) × 1/2 × 人 (エ+オ+キ+着後手当) × 2/3 × 1/2 × 人 6歳未満 (ア+イ+ウ+カ) × 1/2 × 人 (エ+オ+キ+着後手当) × 1/2 × 人

合計

別表第3

旅費の種類	添付すべき書類
移転料	職員の移転、扶養親族であること及びその移転を証明する書類のほか、第6条第3項の規定に該当する場合にはその期間延長の許可書
着後手当	第7条に規定する場合に該当しないことを証明するに足る書類
扶養親族移転料	扶養親族であること並びにその年令及び移転を証明する書類

別表第4

校外行事実施に伴う旅費請求内訳書

西宮市教育委員会殿

西宮市立 学校長

教育職員の旅費に関する条例施行規則第8条の規定による旅費請求額の内訳は、
下記のとおりです。

記

経路	交通期間	路程	第3項該当の場合		請求額
			総額	人員	
—		料	円	人員	円
—					
—					
—					
—					
—					
計					
宿泊地及び旅館名			総額	人員	請求額
宿泊料			円	人	円
日当			円	日分	円
合			計		円

校外行事実施に伴う旅費請求内訳書

西宮市教育委員会殿

西宮市立 学校長

㊦

教育職員の旅費に関する条例施行規則第9条の規定による旅費請求額の内訳は、
下記のとおりです。

記

経路	交通期間	路程	第3項該当の場合		請求額
			総額	人員	
—		料	円	人員	円
—					
—					
—					
—					
—					
計					
宿泊地及び旅館名			総額	人員	請求額
宿泊料			円	人	円
日当			円	日分	円
合			計		円

新旧対照表（西宮市立の学校の管理運営に関する規則）

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>(事務長等)</p> <p>第42条 高等学校に置く事務長には、参事をもって充てる。</p> <p>10 事務長及び係長は、校長の権限に属する事務のうち、その他別に定めるものを除くほか、次に掲げる事務を専決することができ。ただし、校長が指定するもの又は異例に属するものについては、校長の決裁又は指示を得なければならない。</p> <p>(1) 事務長</p> <p>ア 所属の事務職員等の旅行命令及びその復命に係る事案のうち、係長の「<u>相当支給地域</u>」の旅行に関すること。（宿泊を伴うものを除く。）</p> <p>イ 所属の事務職員等の休暇、欠勤、遅刻、早退及び超過勤務に関すること。</p> <p>ウ 軽易な許可、証明に関すること。</p> <p>エ 授業料等の徴収に関すること。</p> <p>(2) 係長</p> <p>ア 所属の事務職員等の旅行命令及びその復命に係る事案のうち、所属事務職員等の「<u>相当支給地域</u>」の旅行に関すること。（宿泊を伴うものを除く。）</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(事務長等)</p> <p>第42条 高等学校に置く事務長には、参事をもって充てる。</p> <p>10 事務長及び係長は、校長の権限に属する事務のうち、その他別に定めるものを除くほか、次に掲げる事務を専決することができ。ただし、校長が指定するもの又は異例に属するものについては、校長の決裁又は指示を得なければならない。</p> <p>(1) 事務長</p> <p>ア 所属の事務職員等の旅行命令及びその復命に係る事案のうち、係長の「<u>市内又は近接地</u>」の旅行に関すること。（宿泊を伴うものを除く。）</p> <p>イ 所属の事務職員等の休暇、欠勤、遅刻、早退及び超過勤務に関すること。</p> <p>ウ 軽易な許可、証明に関すること。</p> <p>エ 授業料等の徴収に関すること。</p> <p>(2) 係長</p> <p>ア 所属の事務職員等の旅行命令及びその復命に係る事案のうち、所属事務職員等の「<u>市内又は近接地</u>」の旅行に関すること。（宿泊を伴うものを除く。）</p> <p>(略)</p>
<p>(略)</p> <p>(事務長等)</p> <p>第42条 高等学校に置く事務長には、参事をもって充てる。</p> <p>10 事務長及び係長は、校長の権限に属する事務のうち、その他別に定めるものを除くほか、次に掲げる事務を専決することができ。ただし、校長が指定するもの又は異例に属するものについては、校長の決裁又は指示を得なければならない。</p> <p>(1) 事務長</p> <p>ア 所属の事務職員等の旅行命令及びその復命に係る事案のうち、係長の「<u>相当支給地域</u>」の旅行に関すること。（宿泊を伴うものを除く。）</p> <p>イ 所属の事務職員等の休暇、欠勤、遅刻、早退及び超過勤務に関すること。</p> <p>ウ 軽易な許可、証明に関すること。</p> <p>エ 授業料等の徴収に関すること。</p> <p>(2) 係長</p> <p>ア 所属の事務職員等の旅行命令及びその復命に係る事案のうち、所属事務職員等の「<u>相当支給地域</u>」の旅行に関すること。（宿泊を伴うものを除く。）</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(事務長等)</p> <p>第42条 高等学校に置く事務長には、参事をもって充てる。</p> <p>10 事務長及び係長は、校長の権限に属する事務のうち、その他別に定めるものを除くほか、次に掲げる事務を専決することができ。ただし、校長が指定するもの又は異例に属するものについては、校長の決裁又は指示を得なければならない。</p> <p>(1) 事務長</p> <p>ア 所属の事務職員等の旅行命令及びその復命に係る事案のうち、係長の「<u>市内又は近接地</u>」の旅行に関すること。（宿泊を伴うものを除く。）</p> <p>イ 所属の事務職員等の休暇、欠勤、遅刻、早退及び超過勤務に関すること。</p> <p>ウ 軽易な許可、証明に関すること。</p> <p>エ 授業料等の徴収に関すること。</p> <p>(2) 係長</p> <p>ア 所属の事務職員等の旅行命令及びその復命に係る事案のうち、所属事務職員等の「<u>市内又は近接地</u>」の旅行に関すること。（宿泊を伴うものを除く。）</p> <p>(略)</p>